

告 示

埼玉県告示第千二百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

所沢都市計画道路三・三・二号東京狭山線、三・三・三号宮本柳瀬線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

所沢市松郷の一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、所沢市街づくり計

画部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年十月十七日から令和五年十月三十一日まで